

笛吹市障がい者基本条例の解説

(名称)

「笛吹市障がい者基本条例」

条例は自治体の法です。名称は、法の中身を端的に表すものだと考えられます。本市にあっては、障がいの有無に関わらず共生できる地域社会を実現するため、手話言語をはじめとした情報保障や差別解消・虐待防止等の人権保障を包含した条例の内容となっています。市・市民・事業者などが協働して、障がい者の権利を守っていくことを目的としていることから、名称を「笛吹市障がい者基本条例」とします。

【前文】

障がい者にとって優しいまち、誰にとっても優しいまちである。誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域共生社会の実現のためには、市民、事業者及び行政が協働して施策を実施する必要がある。地域で障がいのある人となない人が共生するためには、障がいのある人が「障害」と感じるような社会的障壁を取り除く必要があり、これは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の理念によるところである。

加えて、障がい者が施策の実現に参画するためには、情報保障は必須であり、行政は、様々な障がい特性に応じた情報保障の手段を講ずる責務を有する。また、手話は、平成18年に国際連合で採択された障害者権利条約において、「手話＝言語」であることが明記され、障害者基本法においても手話は言語であることが認められている。手話の普及及び理解を促進するためには、誰もが幼少期から手話をコミュニケーション手段の一つとして認識する必要がある。障がいの有無や障がい種別にかかわらず、全ての人が地域で安心して暮らすことができる社会を目指すためには、手話のみならず、障がい者の特性に応じた意思疎通の手段を保障することが必要不可欠である。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人の自立及び社会参加を促進し、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人として尊重され、互いにその人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、その基礎となる理念や原則を明らかにした基本的な規範として、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、一般的に法令の冒頭において、法令制定の由来や目的、法令の基本的理由などを述べた文章であるといわれています。前文で有名なのは憲法で、決意や基本的な考え方や原理が未来を見定める荘厳な文体表現で書かれています。

この条例は、市の将来構想として地域共生社会の実現が不可欠であり、その実現のためには障がいの有無に関わらず、すべての市民が市の行政に参画することが必要であること、またそれを実現するためには、市が様々な障がい特性に応じた情報保障の責務をもつことが必要です。そして、それに加え、条例制定の由来・背景・必要性を明らかにして、心構えや決意を宣言するために前文を置きました。

【解説】

本条例を制定するのに当たり、平成29年度に障がいのある人やその家族から、障がいがあることによって暮らしにくさを感じた経験やこうなって欲しいという願いなどを募集し(事例の募集)、113の事例が寄せられました。この前文の「障がい者にとって優しいまちは、誰にとっても優しいまちである。」という書き出しは、寄せられた意見の中にあった「障がい者にとって優しい町は、誰にとっても優しい町なので、そういう町づくりを目指して欲しいです。」という思いを、市の決意として示したものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障がいについての理解(以下「障がい理解」という。)を深め、差別のない人権尊重の地域社会づくりを実現するため、基本理念及び施策の基本的事項を定め、総合的かつ画的に推進することにより、もって障がいのある人が地域社会を構成する一員として地域におけるあらゆる分野の活動に参画できる地域共生社会を実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例を制定する目的を明らかにしています。

【解説】

この条例は、地域共生社会の実現を目指し、障がい福祉を推進するための基本条例です。この条例の形態は、理念型と具体的施策提示型の混合形態となっています。すなわち、基本理念を掲げ、それに向けての市の具体的な施策を提示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 市民 障がいの有無や年齢に関わらず、市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で活動する全ての人をいう。
- (3) 事業者 市内において営利又は非営利の事業活動を行う全ての個人、法人及びその他の団体をいう。
- (4) 障害福祉サービス提供事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条で規定する障害福祉サービスを提供する事業者をいう。
- (5) 地域社会 障がいのある人が生活の場とする身近な地域での人々から成る集合体のことをいう。
- (6) 地域共生社会 全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、身近な地域で共に生きることができる社会のことをいう。
- (7) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (8) 合理的配慮 障がいのある人が、現に社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、当該障がいのある人が障がいのない人と同等に権利を行使することができるようにするため、その実施が社会通念上相当と認められる範囲を超えた過重な負担とならない程度で、当該障がいのある人の意向を尊重しながら、その性別、年齢及び障がいの状態に応じて、必要かつ適切な現状の変更、調整等の措置を行うことをいう。
- (9) 障がいのある人に対する虐待 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待をいう。
- (10) 情報保障 障がいのある人が必要な情報を取得し、利用し、又は自ら発信することができる機会を確保することをいう。
- (11) コミュニケーション 日常生活又は社会生活を営む上で必要となる、人と人との間で行われる情報、知覚、感情、思考及び意思の伝達並びに交流をいう。

- (12) コミュニケーション手段 手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、朗読、代読、代筆、平易な表現、ふりがな表示、絵図、代用音声(咽頭摘出等により使用するものをいう。)、意思伝達装置、電子計算機等の情報通信機器その他日常生活又は社会生活を営む上で必要となるコミュニケーションの補助的及び代替的な手段としての情報並びにコミュニケーションの用に供するものをいう。
- (13) コミュニケーション支援従事者 手話通訳者、要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者、代読又は代筆を行う者、朗読者、ガイドヘルパー等障がいのある人へのコミュニケーションの補助を行う者をいう。

【趣旨】

本条例において用いられる用語のうち、定義が必要と思われるものについて、説明をしています。

【解説】

- (1) この条例の中で「障がいのある人」は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号の規定と同じです。身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人のことを指します。

《参考》障害者基本法

第2条第1号 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) この条例で用いる「市民」とは、障がいの有無や年齢に関わらず、市内に居住する人だけではなく、市内にある事務所または事業所に通勤する人、市内にある学校に在学する人、また市内で活動をするすべての人を指します。条例はその効力が、市内に限られていることから、条例における「市民」は、笛吹市に住所を有する人(住民)のことを指すのが原則ですが、この条例を制定する趣旨が、市民に対して罰則を課すものではなく、市、市民及び事業者等が役割を担い合い、障がいについての理解を深め、差別のない地域共生社会を目指していくことを目的としていることから、条例全体を通じて「市民」を広く捉えることにしました。

- (3) ここでいう「事業者」とは、営利又は非営利目的にかかわらず、市内に事務所又は事業所を有し、業を行う個人、法人その他の団体をいいます。「法人」の中には、いわゆる会社及び企業だけでなく、その集合体である商工会議所のような公益社団法人も含まれます。

「団体」とは、法人以外の集団すなわち法人格を有しない集団のことで、法律用語で言えば、権利能力なき社団ということです。ボランティア活動を行う集団などがこれに含まれます。事業を営む者の多くが労働者を雇用しており、市民としての立場以上に他者に与える影響が大きいため市民と分けて規定しているものです。

- (4) 「障害福祉サービス提供事業者」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(障害者総合支援法)第77条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する事業者をいいます。障がいのある人のサービスを提供するときなどに障がいのある人の意思決定を尊重する立場をとってもらふ必要があるので、ここに規定されています。

《参考》障害者総合支援法

第 77 条第 1 項 市町村は、主務省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業
- 二 障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業
- 三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の主務省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業(次号に掲げるものを除く。)
- 四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち主務省令で定める費用を支給する事業
- 五 障害者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業
- 六 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、意思疎通支援(手話その他主務省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を支援することをいう。以下同じ。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって主務大臣が定めるものの給付又は貸与その他の主務省令で定める便宜を供与する事業
- 七 意思疎通支援を行う者を養成する事業
- 八 移動支援事業
- 九 障害者等につき、地域活動支援センターその他の主務省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の主務省令で定める便宜を供与する事業

- (5)「地域社会」とは、障がいのある人が生活の場とする身近な地域で、人々から成る集合体のことをいいます。
- (6)「地域共生社会」とは、障がいのあるなしに関わらず、すべての市民が、人格と個性を尊重し合いながら、身近な地域で生き活きと活躍することができるノーマライゼーションな社会のことをいいます。まさにこの条例が目指す社会のことです。
- (7)「社会的障壁」については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)(障害者差別解消法)第 2 条第 2 号に定義される内容と同じです。障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上での障壁(バリア)となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。この条例においては、社会的障壁(バリア)を取り除き(フリー)、バリアフリーな社会を目指します。
- (8)「合理的配慮」は、障害者差別解消法第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の内容を準用しています。障害者差別解消法では、行政機関等と事業者に合理的配慮の提供を求めています。障がいのある人が、社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合に、社会通念上相当と認められる範囲内での配慮を提供します。例えば、飲食店で車いすのまま着席したい、という障がいのある人からの申出に対して、机に備え付けの椅子を片付け、車いすのまま着席できるスペースを確保するなどです。

《参考》障害者差別解消法

第2条第2号 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第7条第2項 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条第2項 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(9)「障がいのある人に対する虐待」については、障害者虐待防止法に規定する障がい者虐待の定義をそのまま使用することとします。障害者虐待防止法に規定する障がい者虐待は、養護者による虐待、障害福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の3類型があり、障がい者虐待に当たる行為として、身体的虐待、放棄・放置(ネグレクト)、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つを規定しています。

《参考》障害者虐待防止法

第2条第2項 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

(10)「情報保障」は、障がいのある人が障がいのない人と同じように、自己に必要な情報を得られ、それを利用し、自分から発信する機会を確保することができることを指します。例えば、聴覚障がいのある人のために手話通訳者を派遣するなどです。

(11)「コミュニケーション」について定義しています。

(12)「コミュニケーション手段」について、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を列挙した中で定義づけをしています。

(13)「コミュニケーション支援従事者」は、障がいのある人の障がい特性に応じたコミュニケーションの補助を行う人のことをいいます。

（基本理念）

第3条 地域共生社会づくりの実現のための施策は、次に掲げる理念にのっとり行わなければならない。

- (1) 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、その個人としての尊厳が重んぜられ、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 障がいのある人の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進に当たっては、個人の自己決定が尊重されること。
- (3) 障がいのある人が、障がいを理由とする差別的取扱いを受けないこと。
- (4) 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定とともに参画する機会を確保されること。
- (5) 全ての市民が、障がい及び障がいのある人に関する理解を深め、互いの意思を尊重すること。
- (6) 障がいのある人が、情報の取得及び利用並びに他者との意思疎通を図ることができ、その手段について選択することができること。

【趣旨】

基本理念は、地域共生社会づくりを推進する上での基本的な考え方を示したものです。

【解説】

6つの基本理念を定めました。地域共生社会を実現するためには、まずは障がいの有無に関わらず、個人の人権が尊重されなければならないというのがこの条例の基本的な立場です。基本的人権とは、人間が人間として生きていく上で不可欠な権利であり、それは法により守られなければなりません。ここで掲げている基本理念は、「地域共生社会づくりは、個人が尊重され、基本的人権が尊重される社会でなければ実現できない」という考えに基づいています。「障がい」がどのようなものなのかを正しく理解し、障がいの有無に関わらず個人がその個性を輝かせながら地域でいきいきと生きることができる社会を創るための根底となる思いを込めています。

(1) ①その個人としての尊厳が重んぜられること

障害者基本法の目的にも共通していますが、個人主義に根ざした言葉で、一人ひとりの人間を「自立した人格的存在」として捉え、このような「人格的存在」それ自体が傷つけられたり破壊されたりしないようにするということです。個人主義は、すべての価値の根源に個人をおくという意味です。どんな場合にも、個人から出発するという意味です。一人ひとりの人間は能力や性格などがみんな違ってきますから、その違いを認め合いましょうということです。人間はみんな異なっているから、それぞれに存在意義があるということです。どの人も世界に二つとない存在であり、尊重されなければならないのです。

②個人としての能力を発揮する機会が確保されること

個人として尊重されても、その能力を発揮する機会が与えられなければ、その人の存在意義は担保されません。社会の中に自分という存在の居場所があるという実感、あるいは必要とされているという実感は、人が人として生きていく上で不可欠のものです。

《参考》障害者基本法

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(2) 個人の自己決定が尊重されること

地域共生社会づくりの推進をするための障害福祉の様々な施策を行う上で、障がいのある人の視点は必ず必要となるものです。1981年の国際障害者年には、「ノーマライゼーション」という言葉が知られるようになりました。ノーマライゼーションの理念は、障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域でいきいきと明るく、豊かに暮らしていくことができる社会を目指すものです。特に、障がいのある人の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進に対しては、障がいのある人の自己決定がきちんと尊重されることが大前提となります。「障がい者のことは障がい者抜きには決めない」という考え方のもと、施策を推進していきます。

(3) 障がいを理由とする差別的取扱の禁止

障がいのある人に対して、障がいを理由とした差別的取扱を禁止することを求めています。地域共生社会の実現のためには、障がいがあってもなくても差別されない社会づくりが大前提となります。しかし、社会の中では、障がいに対して配慮しているつもりが、気づかずに差別につながる場合も考えられます。差別だと感じた場合は、声を上げることも必要です。声を上げることができるような社会をつくる必要があります。

(4) 政策の方針の立案及び決定への参画の機会の提供

地域共生社会の実現には、あらゆる分野における意思決定の場に障がい者が参画することが必要です。「参画」は、単に参加することではなく、政策や方針の立案から決定に関わることです。市や事業者は政策・方針の立案・決定には、障がいのある人たちが参画できる機会を提供することが求められます。

(5) 障がいに関する理解と意思の尊重

地域社会を構成するあらゆる人が「障がい」や「障がい者」に対する理解を深めることによって、障がいのある人自身も主体的に地域活動へ参画しやすくなります。また、こうした地域環境のもと、障がいのある人もない人も、互いの意思を尊重することによって住みなれた地域で安心して生活が送れる社会となります。

(6) 情報保障とその手段の選択

障がいのある人の自立や社会参加を促進するためには、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の確保と情報提供が不可欠です。障がいのある人が、自身の選択によって社会参加やサービスの利用をするためには、手話通訳、筆記、点字など障がい特性に応じた多様な手段で情報を取得し、利用することが必要です。情報の取得に困難を抱える人たちにも様々な情報を不自由なく取得し、利用できるような施策が求められています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市の特性に応じた障がい福祉の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者に対し、基本理念に対する市民の理解を深めるため、障がい理解に関する取組を行わなければならない。

3 市は、障がい福祉の推進に当たり、障がいのある人及びその家族並びに関係団体等の意見を尊重しなければならない。

4 市は、障がい福祉の推進に当たり、市民及び事業者のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、障がい福祉の推進に係る市の責務を定めています。

【解説】

1 障がい福祉の推進のための施策を、基本理念に基づき、総合的かつ計画的に実施します。

障がいのある人が地域の一員として身近な地域で豊かな生活を送っていくためには、地域共生社

会づくりが必要です。このためには、障がいのある人が直面する様々な困難さを障がいのある人だけの課題としてとらえるのではなく、地域全体の課題としてとらえ、社会的障壁を取り除かなければなりません。社会的障壁を取り除くためには、市全体で施策をすすめることが肝要です。

障がい福祉を推進する姿勢に立ち、第3条に掲げる基本理念を明確にして、笛吹市障害者基本計画に掲げる施策を中心に計画的、総合的に必要な財政上の措置を講じることに配慮しつつ計画を推進していきます。

- 2 市民と事業者に対して、基本理念に基づいて、障がいについての理解を深めるための取組を行うことを義務付けています。取組の例としては、市民向けの学習会、講演会、フォーラムの実施や現在行っている地域自立支援協議会での取組も含まれます。
- 3 市が本条1項にいう施策を推進していくときには、障がいのある人や家族、関係団体等の意見を聞き、その意見を尊重しなくてはなりません。これは、第3条第2号の解説で触れたとおり、ノーマライゼーションの考え方によるものです。
- 4 障がい福祉の推進のための施策の実施に当たっては、市民や事業者はもとより、国、県及び他の地方公共団体が互いに連携し協力し合って、推進を図っていくことが重要です。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、障がい理解を深めるとともに、市が実施する施策及び市民自ら企画する障がい理解を推進する活動に積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

- 2 社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明のため、障がいのある人である市民は、障がいのない人である市民に自らの障がい特性について理解してもらえるよう努めなくてはならない。

【趣旨】

本条は、障がい理解・地域共生社会づくりのために必要な市民の行動を努力義務として定めています。

【解説】

- 1 地域共生社会づくりには、行政の力だけではなく市民の参画が必要です。市民一人ひとりが主体的にその能力を発揮し、行政と協働して取り組むことが求められています。市民が障がいについてきちんと理解し、基本理念にのっとり日常のあらゆる場で実践していかなければなりません。地域共生社会づくりや障がい理解の推進のためには、市民の理解と協力が必要不可欠なのです。本来、「積極的」という言葉は、法律用語ではありませんが、可能な限り、前向きな姿勢で参画・協力して欲しいという願いを込めて、あえて使用しています。
- 2 この2項は、この条例の本市の特徴的な項目の一つです。平成30年2月に市民から障がいを原因とした暮らしにくさを感じた経験や理想とする市の将来像等の条例の基となる意見や事例を募り、113事例が寄せられました。このなかに、「たくさんの交流の場をつくりたい」とか「家族だけでなく、周囲の人にも理解を得られるようにお互いに発信していくことが必要」との意見がありました。障がいのない人が障がいについて理解しようという姿勢だけではなく、障がいのある人も自らの障がい特性について理解してもらえるように発信していくことも必要です。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業を行うに当たっては、障がい理解を深めるとともに、市が実施する取組及び施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、障がい福祉に関する法令を遵守し、その雇用する者に対し障がい理解に関する啓発を行うとともに、障がいのある人と障がいのない人が共生できる職場環境づくりに努めなければならない。

【趣旨】

本条は、障がい理解・障がい福祉の推進のためには事業者の行動が必要であることから、それを努力義務として定めています。

【解説】

1 本条例にいう「事業者」は、第2条第2号で定義づけたとおり、障がい福祉事業者に限りません。第5条の市民の責務と同様、障がい理解を推進し、地域共生社会実現のためには、基本理念にのっとり事業者が障がいについて十分理解し、市が実施する取組や施策に協力して、実践していかなければなりません。

2 事業者は、市が実施する取組への協力だけではなく、雇用する人たちに対して地域共生社会づくりを促進するための啓発や、共生のための職場環境づくりへの取組に努めることを規定しています。障害者差別解消法や障害者雇用促進法など障がいのある人が働くための法整備がすすめられています。障がいのある人自身の努力だけではなく、事業者も労働条件などの職場環境を整え、障がいのある人が、障がいによって差別されることなく、自立した生活がおくれるよう、働きやすい社会となるよう努力することが必要です。

《参考》障害者雇用促進法とは……

正確には「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」といます。

障がいのある人が、自立した生活をおくるために、障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律で、基本理念、事業主、国及び地方公共団体の責務、障害者雇用対策基本方針や障害者活躍推進計画の作成に関する規定が盛り込まれています。また、事業主における障がい者差別の禁止や合理的配慮の提供義務についても規定されています。

(政策立案過程及び意思決定の場への参画の機会の確保)

第7条 市は、政策の企画、立案及び決定において、障がいのある人が協働して参画する機会を確保しなければならない。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、障がい福祉の推進の視点を盛り込むよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、ノーマライゼーションの考え方を体现するための規定です。障害者基本法第10条第2項を受けて、市が行う政策の企画、立案、決定に障がい当事者が参画する機会を確保するとともに、その施策の策定と実施に当たっては、地域共生社会実現に向けて配慮するよう努力を求めました。

【解説】

1 事例の募集に寄せられた意見には、「公共施設を作るときなどには、様々な障がいがある人に意見を聞いて欲しい」や「多目的トイレは、障がいに限定しないことで本当に必要な人が使いにくくなってしまったように感じる」といったものがあります。

「政策」とは、市が目指すべきまちづくりの方向や目的を示すものです。この政策の構想段階から障がい当事者が、自らの意見を述べる機会や政策の立案に関われるような機会をつくること

を市に義務付けています。半面、障がい当事者は、確保された機会を十分生かし、市と同じ目的に向かって、共に働かなくてはなりません。

- 2 「施策」とは、政策を実現するための方策のことです。つまり、行動計画の策定や計画の推進をするために、その中に障がい福祉の視点を盛り込んでもらおうとする規定です。この条項により、市が実施する施策には、障がい福祉の視点を踏まえて、取り組まなければならないとした配慮義務を規定しています。

《参考》 障害者基本法

第 10 条第 2 項 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第8条 市は、施策及び取組を推進するため、予算の範囲内において財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

市の財政上の措置を定めています。

【解説】

市は、この条例に規定する施策や取組を行うために、予算の範囲内で必要な財政上の措置を取らなければならないとしています。

第 2 章 障がい理解の啓発

（障がい理解に関する施策の実施）

第9条 市は、障がい理解を深めるため、障がい理解に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとする。

- 2 市は、障がいのある人と障がいのない人が交流する機会を確保し、障がいのある人が自ら発信する機会の提供に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が障がい理解を深めるための取組を行うことを定め、障がいのある人とない人との交流の機会や障がい当事者の発信の機会を提供することに努めるよう規定しています。

【解説】

- 1 第 4 条第 2 項の市の責務を実現するための具体的な施策を講じることを定めています。地域共生社会づくりには、「障がい」や「障がい者」に対する理解が必要不可欠であり、その理解を促進するための取組を市が行わなければならない。取組の具体例としては、市民向けの学習会、講演会、フォーラムの実施や現在行っている地域自立支援協議会での取組などが挙げられます。
- 2 本条項は、この条例の中でも特徴的な規定の一つです。平成 29 年度に実施した事例の募集に寄せられた意見の中に「障がい者だって、障がいのない人たちと一緒に暮らしたいと思っているはず」「障がいを気にせず、どんどん外出することで皆さんに慣れてもらえる」「理解してもらうために知ってもらう」「周囲に理解を得られるようにお互いに発信していくことが必要」「たくさん交流の機会をつくりたい」という意見がありました。障がい理解促進のためには、まず、

知ってもらうことが必要であり、そのためには、市が障がいのある人と障がいのない人の交流の機会をつくり、障がいのある人自ら発信する機会を提供することが必要です。

第3章 障がいを理由とする差別の解消

（差別の禁止）

第10条 何人も、障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別をしてはならない。

2 市は、障がいのある人及びその家族その他の関係者からの、障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、人材の育成及び確保のための措置等必要な体制の整備を図るものとする。

3 市は、障がいを理由とする差別を解消するための取組に資するよう、情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

すべての人や団体に対して障がいを理由とする差別を禁止しています。そのために、人材の育成や体制整備を図り、情報収集や情報提供を行うよう努力することを規定しています。

【解説】

障がい者に対する差別の背景には、障がい者に対する人権を軽視する意識があります。障害者差別解消法は、第1条で、すべての障がい者が、基本的人権を生まれながらにもっており、その尊厳が重んじられ、障がいによって分け隔てられることなく、人格と個性が尊重される社会を目指すことが目的として定められています。本条は、この差別解消法にのっとり、障がいを理由とするすべての差別を禁じています。

そして、万一、差別を受けたと障がいのある人やその家族が感じた場合には、的確にその相談に応じ、当事者同士の争いの防止や解決を適切に図ることができるように人材育成や人材の確保といった体制の整備を行わなければなりません。

《参考》障害者差別解消法

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第 14 条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

第 16 条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

（障がいのある人の権利擁護）

第 11 条 市は、障がいのある人の障害福祉サービスの利用に際しては、障がいのある人及びその家族の意思決定が反映されるよう配慮しなければならない。

2 障害福祉サービス提供事業者は、障がいのある人の障害福祉サービスの利用に際しては、障がいのある人及びその家族の意思決定の支援の実施に努めなければならない。

3 市は、障がいのある人及びその家族その他の関係者が意思決定の支援の推進に必要な情報の提供、相談、助言等を行うための体制を整備しなければならない。

【趣旨】

本条は、障害者総合支援法の規定に鑑み、障がいのある人が受ける障害福祉サービスに、障がいのある人とその家族の意思決定が反映できるよう配慮義務を規定しています。

【解説】

ノーマライゼーションの考え方や障がいのある人の権利を守る立場のなかで、障がいのある人やその家族の意思に基づく支援の在り方の重要性は、誰もが認識しなければならないものです。

本条では、第 1 項と第 3 項で市に対して、第 2 項で障害福祉サービス提供事業者に対して、意思決定に関する配慮義務を求めています。第 1 項では、障害福祉サービスの利用において、市が障がいのある人とその家族が望んでいるサービスを市のサービス決定に反映できるよう、市に対して配慮義務を求めています。サービス提供事業者は、市のサービス決定の下、障がいのある人とその家族が決定した意思に基づき、その意思決定を反映した支援の実施に努めなくてはなりません。この意思決定を反映するために市には、さらに意思決定に必要な情報の提供や相談、助言を行うために体制を整備することが求められています。市が体制を整備することによって、実際のサービス提供に障がいのある人とその家族の意思の反映が可能となります。

《参考》障害者基本法

第 23 条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

第 42 条第 1 項 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

(社会的障壁の除去)

第12条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮の提供を行わなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的配慮の提供を行わなければならない。

3 市は、障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を行うために必要な支援の実施に努めなければならない。

4 市は、前2項の実施に当たり、必要な情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の規定を踏まえ、社会的障壁(バリア)の除去について、定めています。

【解説】

この条例の第 2 条第 7 号に定義する社会的障壁を実際に取り除くための規定となります。

国では、障害者基本法第 11 条第 1 項で策定が義務付けられている障害者基本計画として、障害者対策に関する新長期計画を策定しています。この新長期計画の中で、社会的障壁を

①交通機関や建築物などにおける「物理的な障壁」

②資格の制限などによる「制度的な障壁」

③点字や手話サービスなどが提供されないことによる「文化・情報面の障壁」

④障がいのある人を守られるべき存在としての側面だけでとらえるなどの「意識上の障壁」

の「4 つの障壁」として障がいのある人を取り巻く社会環境の中で分類しています。そして、新長期計画でそれらの障壁の除去に向けて様々な施策を計画的に推進するとしています。本市においては、平成 28 年 3 月に笛吹市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領(平成 28 年 3 月 31 日 訓令第 5 号)を制定し、障がい者の差別解消の具体的な対応方法について規定

しています。さらには、第4次障害者基本計画の基本目標14に「障害を理由とする差別」の解消を掲げ、施策を展開しています。

本条は、第1項で市に、第2項で事業所に対して、第2条第8号で定義付けをした合理的配慮の提供を義務付けています。この合理的配慮は、「障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明」がなければ、行えないことから、第3項では、意思表示に課題のある障がいのある人に対しては、市がその意思表示に必要な支援を行わなければならないことを規定しました。また、事業者が行う合理的配慮の実施と、障がいのある人の意思表示の支援の実施について、必要な情報の収集や整理、情報提供に努めることを市に義務付けています。

《参考》障害者基本法

第11条第1項 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

障害者差別解消法

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第7条第2項 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条第2項 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(合理的配慮の提供)

第13条 合理的配慮の提供は、障がいのある人が、障がいの有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを基本として行わなければならない。

【趣旨】

本条は、合理的配慮の提供が、基本的人権を享有した個人としての尊厳の尊重の下に行われなければならないことを義務付けています。

【解説】

合理的配慮の提供は、一見、障がいのある人を優遇した措置にみえるため、合理的配慮の提供を行うことが障がいのある人へのひいきや特別待遇と捉えられてしまうことがあります。合理的配慮の提供は、「障がい」を理由として行使できなかった基本的人権を保障して、障がいのある人を権利の主体として尊厳を尊重するために行うものとして義務付けています。

第4章 障がいのある人に対する虐待の禁止

(虐待防止に関する啓発)

第14条 市は、関係機関と連携し、障がいのある人に対する虐待の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者への啓発及び研修を行うものとする。

【趣旨】

本条は、障がい者虐待を防止するため、障害福祉サービス提供事業者に対して啓発と研修の実施を市に義務付けています。

【解説】

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)(障害者虐待防止法)第3条では、障がいのある人に対する虐待を明確に禁止しています。障害者虐待防止法の中では、障害者虐待が起こりうる場面のうち、特に虐待の起こる可能性の高い、家庭、障がい者福祉施設(病院なども含む)、職場の3つの場面に限定し、それぞれ障がいのある人の養護者による虐待、施設従事者による虐待、使用者による虐待について必要な措置をとることを定めています。第4条では、障害者虐待を防ぐために、次の3つを国と地方公共団体の責務として定めています。

- ①虐待の予防、早期発見など虐待の防止や支援のために関係機関の連携の強化などを行い、その他の必要な体制整備を行うこと
- ②虐待の防止、虐待を受けた障がい者の保護や自立の支援に携わるための人材確保や資質の向上のための職員研修など必要な措置を講ずること
- ③虐待の通報義務、救済制度などに関する広報・啓発活動の実施

また、第6条第2項では、障がい福祉団体や支援者などに対して障がい者虐待の早期発見に努めることを定めています。

ただし、障害者虐待防止法は、障がいのある人に対する尊厳の保障と同時に虐待を防止のために養護者や施設従事者、使用者に対する支援のための施策を行うためのものであり、決して虐待をした人に対する罰を与えるためのものではありません。

このことから本条では、虐待の防止、早期発見のため、市に自立支援協議会の活動などをつうじて、障害福祉サービス提供事業者に対して障がいのある人に対する虐待防止についての啓発や研修を行うことを義務付けています。

《参考》障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

第4条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第6条第2項 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

(虐待の早期発見)

第15条 市は、関係機関と連携し、障がいのある人に対する虐待の早期発見及び早期対応のための体制を整備しなければならない。

2 市は、障がいのある人に対する虐待を防止するため、都道府県及び関係機関と相互に連携を図りながら、協力しなければならない。

3 市は、障がいのある人及びその家族その他の関係者が障がいのある人に対する虐待を防止するために必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制を整備しなければならない。

【趣旨】

本条は、障がいのある人への虐待の早期発見のために、市が行わなければならない施策について規定しています。

【解説】

- 1 虐待は、決して行ってはいけないものです。障がい者に対する虐待は、障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立や安定した生活、社会参加を妨げるものです。障がい者虐待の防止には、虐待の早期発見と早期の対応が必要不可欠です。市は、様々な関係機関と日ごろから連携を取り、通報システムの構築や保護のための体制整備を行っておかなければなりません。
- 2 虐待を受けている障がいのある人が複数人にのぼったり、虐待を行っている対象が施設である場合や身体的な虐待で警察機関に対して援助を求めるような場合などは、当該都道府県や関係機関と市が連携をとる必要があります。これは、障害者虐待防止法にも規定されています。
- 3 虐待が起きる背景には、虐待者自身が仕事や病気、他の家族の育児や介護など様々な生活上の課題を抱えている場合が少なくありません。本条項は、虐待の防止のために日ごろから市が、情報提供を行い、相談や助言が行えるような体制を整備することを求めています。障がいのある人と家族を対象とした障がい者基幹相談支援センター、委託相談支援事業所が中心となり実施することはもとより、他の相談機関とも連携が取れるような体制整備が求められます。

《参考》障害者虐待防止法

第12条第2項 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

第17条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第5章 情報保障及びコミュニケーションに関する合理的配慮

(情報保障及び情報保障に対する理解促進)

第16条 市は、障がいのある人の知る権利及び教育を受ける権利を保障するため、情報保障に必要な取組を行うものとする。

2 市は、障がいのある人が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、情報保障によって確保された機会の利用の促進に努めるものとする。

3 市は、障がいのある人の情報保障の手段が、障がいの種別又は状態等に応じて多様であることに鑑み、市民及び事業者に対し、情報保障の手段についての理解を促進するよう努めなければならない

【趣旨】

本条は、様々な障がい特性のある人が第2条第10号に定義される情報保障が得られるように、市が施策を行うことを求めています。

【解説】

- 1 知る権利は、憲法の表現の自由(第21条)、また、教育を受ける権利は、学問の自由(第23条)によって保障されています。これらの権利は、障がいのあるなしに関わらず、すべての人が等しく持っている権利です。これらの権利を保障するため、市で行う事業や教育の現場では情報保障の取組を市が行わなければならないことを求めています。

《参考》日本国憲法

第21条第1項 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

- 2 第1項を具体化するために、市は情報保障に必要な日常生活用具の支給や事業実施時の手話通訳者や要約筆記者の派遣といった制度化された機会を積極的に実施できるよう配慮を行わなければならない。
- 3 第2項の配慮は、様々な障がい種別や障がいのある人の状態などに応じて、多種多様となる可能性があり、またときには、障がいのない人にとっては、情報保障の手段をとることに対して、「ひいき」や障がいのない人に対する逆差別ととらえられるような場合、特別な目で見られることも考えられるため、市民や事業者に対する理解促進のための取組を行うよう市に求めています。

(コミュニケーションに関する合理的配慮)

第17条 市は、障がいのある人が情報保障を受けるための体制を整備するとともに、コミュニケーション支援従事者と連携し、コミュニケーション手段の確保及び利用を促進するものとする。

2 市は、障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要となるコミュニケーション手段の利用について、障がいの特性に応じた支援の提供に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第16条の規定を受けて、市がそれを現実に実施していくことを具体的に求めている規定です。

【解説】

市は、様々な手段の情報保障を障がいのある人が受けることができるように、体制を整備し、実施事業者と委託契約を締結したり、日常生活用具を支給したりするなどして、コミュニケーション手段の確保を図らなければならないほか、利用を促すためにその手段の周知を行います。

(手話通訳者の確保等)

第18条 市は、聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人が情報保障を受ける体制を確保するため、市に手話通訳者を設置するものとする。

2 市は、市に設置する手話通訳者の心身の健康に配慮し、業務の特性に応じた健康診断を定期的実施する等の健康の保持及び増進に必要な対策を講じなければならない。

3 市は、聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人が情報保障を受ける体制を確保するため、手話通訳を行う者の養成及び資質の向上を図るものとする。

【趣旨】

本条は、市に情報保障のための手話通訳者を設置することに対する規定です。また、設置された手話通訳者の健康保持への対策、次代を担う手話通訳の養成や資質向上を行うことを求めています。

【解説】

市では、笛吹市手話通訳者設置要綱(平成23年訓令第1号)で手話通訳者の任用、職務、健康管理などについて規定していますが、本条は、手話通訳者の設置根拠となる条文になります。

第6章 生涯にわたる障がいのある人への支援体制の整備

(生涯にわたる障がいのある人への支援体制の整備)

第19条 市は、障がいのある人が生涯にわたり必要な支援を切れ目なく受けることができる体制の整備を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、市が障がいのある人に対して、途切れることなく必要な支援を受けることができるよう体制を整備しなくてはならないことを定めています。

【解説】

行政の制度では、ライフステージの中のある一定の年齢を対象としたものもありますが、障がいのある人の支援は、ライフステージにおいて、支援が途切れることは決してあってはならないものです。障がい福祉分野のみならず、関係する様々な分野において、障がいのある人が生涯にわたり必要な支援が受けられるよう、市は体制を整備していきます。

第7章 補則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、必要事項を規則でも定めることとしています。